

諮問庁：豊橋市長

諮問日：令和5年11月29日（諮問第131号）

答申日：令和8年3月27日（答申第119号）

事件名：立地適正化計画又は家屋倒壊等氾濫想定区域に関する一切の文書のうち出張の記録に関する文書の一部公開決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

豊橋市長（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）が行った、立地適正化計画又は家屋倒壊等氾濫想定区域に関する一切の文書のうち出張の記録に関する文書の一部公開決定については、別紙3記載の「非公開とした部分」を非公開としたことは妥当であるが、それ以外の部分は公開すべきである。

第2 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和5年2月2日付け公文書公開請求書で、公文書の公開請求を行った。公文書公開請求書の「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄には、別紙1のとおり記載されている。
- 2 処分庁は、期間の延長を行った上で、令和5年5月19日付け公文書一部公開決定通知書で、公文書一部公開決定（以下「原処分」という。）を行った。公文書一部公開決定通知書には別紙が添付されており、同別紙には、「公文書の件名」、「公開しないこととした部分」及び「公開しないこととした理由」について、おおむね別紙2のとおり記載されている。
- 3 審査請求人は、令和5年8月23日、原処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が令和5年8月23日付けで審査庁に提出した審査請求書及び令和5年11月24日付けで提出した反論書の内容によると、審査請求の趣旨及び審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づく公文書公開請求に対し、処分庁は、令和5年5月19日付け5豊多整第10号で公文書一部公開決定を行った。しかし、非公開とされた部分は、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当しない上、対象文書の特定に誤りがあるため、原処分は取り消されるべきである。

なお、公文書一部公開決定通知書の別紙に記載されている「債権者の口座情報」「口座情報、年齢」「領収書（照会番号）」については、審査を求めるものではない。

2 審査請求の理由

- (1) 処分庁は、今後予定される同事業において、適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがある旨を主張する。しかし、「同事業」の内容が不明確である。「同事業」が、豊橋市の行う事業を意味するとしても、非公開部分は視察報告の一部であり、豊橋市が行う事業とは直接関係があるわけではないから、豊橋市の適正な事務事業の遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえるかは、疑問である。
- (2) 豊橋市職員服務規程第6条第1項は、職員は、出張中緊急を要するものはその都度、その他のものは帰庁後3日以内に書面により出張に係る用務概要を復命しなければならず、当該出張が書類の進達、事務連絡等軽易な事項を目的としたものである場合は、復命を口頭により行うことができる旨を規定する。出張が行われた令和4年度は、新型コロナウイルスが2類相当とされた時期であるし、打合せを目的に出張を行っていることからしても、軽易な

事項を目的とした出張がなされたとは考え難いから、復命書が作成されているはずである。また、出張先とのやり取りにおいて、電子メール等の送受信がなされているはずである。

以上から、公開された文書以外の対象文書が存在するはずである。

第4 処分庁の説明の要旨

1 非公開理由該当性及び対象文書の特定について

- (1) 復命書を作成していない出張については、いずれも訪問先である愛知県や外部委員への挨拶、事前説明又は情報共有であるから、「軽易な事項を目的としたもの」に該当するものと判断して、口頭で復命を行った。そのため、復命書は存在しない。電子メール等の電磁的記録についても、職員が担当者間でやり取りするメール等は、組織的に用いるものではないから公文書であるとはいえないし、電子メールは各職員が随時削除しており現存していない。したがって、対象文書以外には、本件で公開対象とすべき公文書は存在しない。
- (2) 非公開とした対象文書には、「多目的屋内施設整備基本計画」や「要求水準書」の作成に向けて、他自治体の事例に関する調査や情報収集を目的として行った打ち合わせに関する議事録や、豊橋公園内の用途制限緩和について国交省担当者で行った打ち合わせに関する議事録が含まれている。議事録の非公開部分には、ヒアリングの対象となった施設の管理方法や運営方針等が記載されている。これらの情報が公開されると、今後、豊橋市が類似の調査を行う際に、調査対象者から任意の協力を得ることや、率直な意見交換が困難となるおそれがあり、その結果、本来取得することができた情報を取得することができず、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。国交省担当者との打ち合わせ記録については、公開すると、今後、国との率直な意見交換ができなくなるおそれがある。また、ヒアリング対象者が特定されると、

法人等の事業活動の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

したがって、非公開部分は、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当する。

2 結論

以上のとおり、対象文書の特定に誤りはなく、原処分において非公開とした部分は、条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号に該当するため、原処分は適法に行われた。

したがって、原処分を維持することが妥当である。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月29日 諮問書の受付
- ② 同日 審査庁から諮問書の添付文書を収受
- ③ 令和8年2月10日 審議

第6 審査会の判断の理由

1 条例第6条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号の解釈について

- (1) 条例第6条第1項第1号は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。第3項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」を、同号アからエまでに該当する場合を除き、非公開とするものとしている。

- (2) 条例第6条第1項第2号は、法人等又は事業を営む個人の適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、これらの事業に係る情報のうち、公にすることにより、その権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。そして、同号が規定する「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるから、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容、性質及び保護の必要性並びに法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を総合的に考慮する必要がある、正当な利益を害する具体的蓋然性が認められる場合に、「害するおそれ」があるということができると解される。
- (3) 条例第6条第1項第6号は、市の機関並びに国、他の地方公共団体等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報が記録されている場合は、非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「おそれ」は単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性がなければならないと解される。そのため、「不当に損なわれるおそれ」とは、中間的な議論や未成熟な意見等が公開されることで、外部の不当な圧力や干渉等を受けることにより意思決定が歪められたり、誤解や筋違いの批判等を招いて自由率直な意見交換が妨げられたりするおそれがある等、公開することによる利益を考慮しても、なお公開による支障が重大であり、非公開とすることが合理的と認められる場合をいうと解される。
- (4) 条例第6条第1項第7号は、市の機関等が行う事務又は事業の性質上、公にすることにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが

ある情報が記録されている場合は非公開とすべきであるという趣旨の規定である。しかし、条例の公文書の原則公開の理念に基づけば、非公開とされるものはできる限り限定的にとらえる必要があるから、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、実施機関に広範な裁量を与える趣旨ではないと解され、事務又は事業に関する情報を公開することによって生じる利益と支障とを利益衡量し、公開することによって生じる利益を考慮してもなお看過し得ない程度の支障が生じることが実質的、具体的にみて相当の蓋然性をもって予測される場合をいうと解される。

2 条例第6条第1項第1号、第2号、第6号又は第7号の該当性について

(1) 審査の対象となる文書について

ア 原処分では、対象文書のうち、全部公開されたものを除くと、別紙2記載の①から⑳までの各対象文書の一部が非公開とされている。そして、審査請求人は、公文書一部公開決定通知書の別紙に記載されている「債権者の口座情報」「口座情報、年齢」「領収書（照会番号）」については、審査を求めるものではない旨の意思を表示している。

イ 別紙2記載の①②③⑦⑧⑨⑯⑰⑳では、公文書一部公開決定通知書の別紙に記載されている「債権者の口座情報」「口座情報、年齢」「領収書（照会番号）」のいずれかだけが、非公開とされている。そのため、これらの文書は、審査の対象とする必要はないから、本答申では、別紙2記載の④⑤⑥⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑱⑲⑳の各文書の非公開部分について、条例の定める非公開理由に該当するか、判断する。

(2) 対象文書④について

ア 対象文書④は、豊橋市の職員が、SAGAサンライズパークへ視察に行った際に、佐賀県の担当者等と行った打ち合わせの議事録である。質疑事項の欄に記載されている質疑応答の一部が非公開とされている。

イ 非公開とされた部分のうち、別紙3記載の部分に記載された情報は、S

AGAサンライズパークの運営管理に関する情報であり、施設や地方公共団体が公表していないものが含まれている。これらの情報が公開されると、今後、豊橋市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、未公開情報が公になることをおそれた対象者からの情報収集が困難となり、有用な情報を取得することができなくなる結果、豊橋市の機関による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、別紙3記載の部分は、条例第6条第1項第7号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

ウ しかし、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、一般的な内容に関する情報や、地方公共団体が既に公表している情報であり、いずれの非公開理由にも該当しない。したがって、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、公開すべきである。

(3) 対象文書⑤及び⑥について

ア 対象文書⑤及び⑥は、豊橋公園内の用途制限緩和について、豊橋市の職員と国土交通省職員が行った協議の議事録である。「〈今回の趣旨〉」欄、「〈協議結果〉」欄、「〈主な意見〉」欄の各記載や説明資料が非公開とされている。

イ 本審査会は、答申第105号において、特定の事業に関するスケジュール案について、処分時に実施済みの計画であり、実施済みであることを一般人が認識し得るものは、非公開理由に該当するとは考えられないため、当該部分は公開されるべきであると判断した。また、処分後、答申時までには実施済みの計画で、実施済みであると一般人が認識し得るものについて、処分時に非公開とした判断は適法かつ正当であるが、答申時点においては非公開理由に該当するとはいえない場合は、紛争の一次的解決の観点から、公開するのが妥当である旨を判断した。

処分庁の説明によると、「〈今回の趣旨〉」欄及び「〈協議結果〉」欄の記載並びに説明資料の記載は、本件とは別の公文書公開請求に対する決定によ

り、既に公開されているとのことである。公文書公開請求は何人も請求することができることから、原処分後に他の請求において対象文書の記載が既に公開されているのであれば、一般人においてその内容を認識することができる状態にあるといえる。そのため、当該部分を再度非公開にすべき特段の事情があるような場合でない限り、答申第105号の事案と同様に、当該部分を公開するのが妥当である。そして、本件では、そのような特段の事情は認められないから、非公開部分のうち、「〈今回の趣旨〉」欄及び「〈協議結果〉」欄の記載並びに説明資料の記載は、公開するのが妥当である。

ウ 本審査会は、答申第104号において、豊橋公園の用途制限緩和に関する豊橋市と国交省の打合せ議事録について、採用しうる手法が複数あり、どの手法を採用するか未定の状態で述べた意見や助言が事後に公開されると、国交省が未定の手法について後押ししたような誤解を招き、国交省がそのような誤解に基づく批判をおそれ、率直な意見の交換を行うことができなくなり、有用な意見や助言を取得することができなくなることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じたりするおそれがある旨を判断した。

本件では、〈主な意見〉欄で非公開とされた部分のうち、別紙3記載の部分には、国交省職員が用途制限緩和の手法について述べた内容が記載されており、上記のおそれがある情報といえる。したがって、別紙3記載の部分は、答申第104号の事案と同様に、条例第6条第1項第6号及び第7号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

エ しかし、〈主な意見〉欄で非公開とされた部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分については、既に公表されている内容である等、上記のおそれがない記載であるから、いずれの非公開理由にも該当しない。したがって、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、公開すべきである。

(4) 対象文書⑩について

ア 対象文書⑩は、豊橋市の職員が、群馬県太田市へ視察に行った際に、太

田市担当者等と行った打ち合わせの議事録である。企業版ふるさと納税についての太田市の説明に関する部分の一部が非公開とされている。

イ しかし、非公開部分に記載されている情報は、太田市が既に一般に公表している内容に関する情報であり、いずれの非公開理由にも該当しない。したがって、当該部分は、公開すべきである。

(5) 対象文書⑩について

ア 対象文書⑩は、「第1回多目的屋内施設整備に関する有識者会議」の資料であり、豊橋市の職員が静岡理工科大学へ訪問した際に使用したものである。整備基本計画策定に関する記載が非公開とされている。

イ 非公開とされた部分のうち、別紙3記載の部分には、多目的屋内施設・豊橋公園整備に対するニーズ調査を行った際の、調査対象者の名称が記載されている。

ウ 本審査会は、答申第102号において、市からアリーナ建設に関する関連市場調査を受託した事業者が、民間事業者に対して行ったヒアリングの結果について、アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、ヒアリング対象者の名称が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがある旨を判断した。

別紙3記載の部分には、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、ヒアリング先の名称が記載されている。ヒアリング先が特定されると、答申第102号の事案と同様のおそれがあるといえる。したがって、別紙3記載の部分は、答申第102号の事案と同様に、条例第6条第1項第7号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

エ しかし、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、上記のお

それがない上に、他の公文書公開請求に対する決定において既に公開しているとのことである。したがって、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、公開すべきである。

(6) 対象文書⑫、⑬及び⑭について

ア 対象文書⑫、⑬及び⑭は、豊橋市の職員が、アリーナ建設に関するヒアリングを行った際の議事録や、ヒアリング先を訪問するための出張に関する書類である。ヒアリング内容だけではなく、ヒアリング先の名称等、ヒアリング先を特定することができる情報が非公開とされている。

イ 先述のとおり、アリーナ建設に関するヒアリング先を特定することができる情報については、条例第6条第1項第7号に該当するため、非公開とすることが妥当である。したがって、別紙3記載の部分を非公開とした処分庁の判断は、妥当である。しかし、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分については、ヒアリング先を特定することができる情報には該当せず、その他の非公開理由にも該当しないから、公開すべきである。

ウ 豊橋市職員と共にヒアリングを行った、受託先企業担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第6条第1項第1号に該当する。したがって、別紙3記載の部分を非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

(7) 対象文書⑮について

ア 対象文書⑮は、豊橋市の職員が、ぴあアリーナMMへ視察に行った際に、施設関係者等と行った打ち合わせの議事録である。施設概要に関する記載や、質疑事項の欄に記載されている質疑応答の一部が非公開とされている。

イ 非公開とされた部分のうち、別紙3記載の部分には、当該施設の運営方針に関する情報や、打合せ出席者による本件事業に対する認識に関する情報が含まれている。これらの情報は、民間事業者の内部管理に関する情報であり、経営戦略に関する情報でもある。そのため、これらの情報が公開

されると、今後、豊橋市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、未公開情報が公になることをおそれた対象者からの情報収集が困難となり、その結果、豊橋市の機関による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、別紙3記載の部分は、条例第6条第1項第7号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

ウ しかし、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、一般的な内容に関する情報であるから、いずれの非公開理由にも該当しない。したがって、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、公開すべきである。

(8) 対象文書⑱について

ア 対象文書⑱は、豊橋市の職員が、墨田区総合体育館へ視察に行った際に、施設関係者と行った打ち合わせの議事録である。聞き取り内容に関する記載の一部が非公開とされている。

イ 非公開とされた部分は、当該施設が過去に導入を検討していた施設に関する記載である。どのような施設を導入するかは、当該施設の経営戦略上の問題であるが、当該記載は、最終的には導入しなかった施設に関する記載であり、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を生じるおそれや、当該施設等の正当な利益を害するおそれがあるとはいえないから、いずれの非公開理由にも該当しない。したがって、当該部分は、公開すべきである。

(9) 対象文書⑲について

ア 対象文書⑲は、豊橋市の職員が、セキスイハイムスーパーアリーナへ視察に行った際に、宮城県の担当者等と行った打ち合わせの議事録である。質疑事項の欄に記載されている質疑応答の一部が非公開とされている。

イ 非公開とされた部分のうち、別紙3記載の部分には、渋滞対策、施設とプロモーターとのやり取り、維持管理費、事業者からの提案等、当該施設の運営管理に関する情報で、施設や地方公共団体が公表していない情報が

含まれている。そのため、これらの情報が公開されると、今後、豊橋市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、未公開情報が公になることをおそれた対象者からの情報収集が困難となり、その結果、豊橋市の機関による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるといえる。したがって、別紙3記載の部分は、条例第6条第1項第7号に該当するから、非公開とした処分庁の判断は、妥当である。

ウ しかし、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、一般的な内容に関する質疑応答や、地方公共団体が既に公表している内容に関する記載であるから、いずれの非公開理由にも該当しない。したがって、非公開部分のうち、別紙3記載の部分以外の部分は、公開すべきである。

(10) 対象文書⑳について

ア 対象文書⑳は、豊橋市の職員が、志木市において、志木市市民会館及び志木市民体育館再整備に関する質疑を行った際の資料であり、平成30年度と令和3年度のホール利用実績が記載されている。利用実績数のうち、利用総数は公開されているものの、利用目的ごとの利用実績数の内訳が非公開とされている。

イ 同ホールは公の施設であることから、利用実績数の内訳は、公表されるのが通常であると考えられるし、志木市が積極的に公表していなかったとしても、同市に問い合わせたり、情報公開制度を利用したりする等すれば、通常知ることができる情報であると考えられる。

ウ したがって、当該部分は、いずれの非公開理由にも該当しないから、公開すべきである。

3 対象文書の特定について

- (1) 審査請求人は、復命書や電子メール等が存在しているはずであるという推察をもとに、対象文書以外にも公開すべき公文書が存在する旨を主張する。条例において、公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した

文書、図画及び写真並びに電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうと定義されている（条例第2条第2号）。そして、公文書の公開を請求する権利の内容は、条例が具体的に定めており、請求の対象は、公文書であるとされている（条例第5条）。そのため、実施機関が公文書を保有していることが、公開請求権の成立要件であり、公開請求の対象とされた公文書を実施機関が保有していないことを理由とする公文書非公開決定の審査請求においては、決定の取消しを求める者が、当該非公開決定時に当該実施機関が当該公文書を保有していたことについて主張立証責任を負うものと解するのが相当である。

(2) 処分庁の説明によると、職員の出張は軽易な事項を目的としたものであるから復命書は作成しておらず、電子メール等の電磁的記録についても、随時削除していることから存在しなかったり、担当者間でのやり取りであり公文書に該当しなかったりすることから、対象文書以外に公開対象とすべき公文書は存在しないとのことである。

本件では、いずれの出張に関しても、議事録や資料が対象文書とされており、会議内容をある程度知ることができる。審査請求人の主張のとおり復命書が作成されていない出張があったとしても、そのことから直ちに、当該出張に関して、対象文書以外の公開すべき文書が存在するというを推認させるわけではない。審査請求人が主張する事実の他、対象文書から推察される会議内容等から、対象文書以外に公開対象とすべき文書が存在することを推認することができるかが問題となる。しかし、本件では、対象文書以外に公開対象とすべき文書が存在すると認めるに足る事実は、認められない。

電子メール等の電磁的記録についても、出張の日程調整等の事務連絡を担当者間で行うことは一般的にあり得ることであり、担当者間でのやり取りに留まる限りにおいては、組織的に用いているとはいえないから、公文書には該当しないという主張にも一定の合理性がある。また、各出張から本件請求

までは数か月もの期間が経過していることから、メール等を削除したという主張も、必ずしも不合理であるとはいえない。

一方で、審査請求人は、どのような公文書が他に存在するかについて、その内容を具体的に摘示して主張するわけではないから、審査請求人は、対象文書以外に公開されていない公文書が具体的に存在することを推認させる事実を主張立証しているとまではいえない。よって、本件において、対象文書の特定に誤りがあるとまでは、認められない。

4 結論

以上のことから、原処分については、対象文書の特定に誤りがあるとまでは認められず、対象文書につき、非公開とした部分のうち、別紙3記載の「非公開とした部分」が、「非公開とする理由」により、条例第6条第1項第1号、第6号又は第7号に該当するから、これらを非公開とした決定については妥当であるが、それ以外の部分については、いずれの非公開理由にも該当しないから公開すべきであると判断した。

(第1部会)

委員（会長） 松村享

委員 植村恭介

委員 見目喜重

(別紙1) 公文書公開請求書における「公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項」の内容

公文書の件名その他の公開請求に係る公文書を特定するために必要な事項

多目的屋内施設（新アリーナ）または豊橋公園または立地適正化計画または家屋倒壊等氾濫想定区域に関する、一切の記録及び文書のうち、令和3年4月以降の下記の文書（※メールなど電磁的記録を含む）

- ・市長を含む出張の記録及び文書（いわゆる復命書や打ち合わせメモなど、出張の成果等に関する文書も含む）

但し、本請求提出時まで、本公開請求者に対し、本公開請求者に依る過去の他の公文書公開請求の結果として、示している文書は除く（非公開部分があった文書については、本請求において非公開部分が変わる文書は除かない）

(別紙2) 公文書一部公開決定通知書の記載事項

以下、「公開しないこととした理由」欄において、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」(第1号)を①、「法人の正当な利益を害するおそれがあるため」(第2号)を②、「率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため」(第6号)を⑥、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」(第7号)を⑦と記載する。

公文書一部公開決定通知書の別紙に記載されているが、非公開部分がない日程に関するものは、除外した。

①：令和4年8月29日 名古屋市 多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令(依頼)書一式 ・ 東海財務局との豊橋市公園無償賃貸借契約に関する打合せ議事録 ・ 報道発表資料 多目的屋内施設の整備について ・ 多目的屋内施設検討背景・経過 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報(債権者の口座情報)		

②：令和4年9月15日 多目的屋内施設整備に関する有識者会議委員就任依頼

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成業務概要 ・ 報道発表資料 多目的屋内施設の整備について 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（債権者の口座情報）		

③：令和4年9月28日 名古屋市 多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 多目的屋内施設基本計画策定及び要求水準書等作成業務概要 ・ 報道発表資料 多目的屋内施設の整備について 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（債権者の口座情報）		

④：令和4年9月29日 佐賀市 SAGAアリーナ視察

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 打合せメモ アリーナ施設に 関して佐賀県視察 	①⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録の一部</p>		

⑤：令和4年10月4日 東京都（特別区）多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 打合せ記録 豊橋公園内の用途制限緩和について 	① ⑥ ⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>公にすることにより国との率直な意見の交換ができなくなるおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録の一部</p>		

⑥：令和4年10月13日 名古屋市 多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 打合せ記録 豊橋公園内の用途制限緩和について ・ 多目的屋内施設検討背景・経過 ・ 説明資料 	① ⑥ ⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>公にすることにより国との率直な意見の交換ができなくなるおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録等の一部</p>		<p>正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

⑦：令和4年10月14日 東京都（特別区）多目的屋内施設に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 	①	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p>		

⑧：令和4年10月24日、25日 沖縄市 多目的屋内施設整備に関する視察

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 沖縄アリーナ 視察 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（口座情報、年齢） 領収書（照会番号）		

⑨：令和4年10月25日 東京都（特別区） 多目的屋内施設整備に関する視察

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 視察報告書（有明アリーナ） 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（債権者の口座情報）		

⑩：令和4年10月26日 群馬県太田市 多目的屋内施設整備に関する視察

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 報告書 群馬県太田市（仮称） 市民体育館建設事業 視察 	①⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録の一部</p>		

⑪：令和4年11月1日 袋井市 多目的屋内施設整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 庁用自動車使用申請書 ・ 第1回多目的屋内施設整備に関する有識者会議 資料一式 	⑦	<p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>資料の一部</p>		

⑫：令和4年11月8日 多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ ヒアリング記録 	① ② ⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>訪問先</p> <p>議事録の一部</p>		<p>法人等の事業活動の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

⑬：令和4年11月15日 名古屋市 多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ ヒアリング記録 	① ② ⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>訪問先</p> <p>議事録の一部</p>		<p>法人等の事業活動の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

⑭：令和4年11月17日 東京都（特別区）多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ ヒアリング記録 	① ② ⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>法人等の事業活動の権利、競争上の</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>訪問先</p> <p>議事録の一部</p>		<p>地位その他正当な利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>

⑮：令和4年11月29日 横浜市 多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ アリーナ建設に関してぴあアリーナMM視察 	①⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれ</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録の一部</p>		<p>があるため</p>

⑩：令和4年12月1日 名古屋市 多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（債権者の口座情報）		

⑪：令和4年12月8日 仙台市 多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 報告書 ゼビオアリーナ仙台視察 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（債権者の口座情報）		

⑱：令和4年12月9日 東京都（特別区） 墨田区総合体育館の視察

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 報告書 墨田区総合体育館視察 	①⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録の一部</p>		

⑲：令和4年12月13日 神奈川県川崎市 宮城県利府町 多目的屋内施設に関する視察

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 打合せメモ アリーナ建設に関してセキスイハイムスーパーアリーナ視察 ・ 打合せメモ スキームに関して川崎市質問回答（等々力緑地） 	①⑦	<p>個人の権利利益を害するおそれがあるため</p> <p>今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>個人が特定できる情報（債権者の口座情報）</p> <p>議事録の一部</p>		

⑳：令和4年12月19日 名古屋市 多目的屋内施設に関する打ち合わせ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支出負担行為兼支出命令書 ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 第2回多目的屋内施設整備に関する有識者会議 次第 	①	個人の権利利益を害するおそれがあるため
個人が特定できる情報（債権者の口座情報）		

㉑：令和4年12月22日 埼玉県志木市 山形県南陽市 多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 公開しないこととした部分	公開しないこととした理由	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅行命令（依頼）書一式 ・ 南陽市文化会館（シェルターなんようホール）視察 ・ 志木市民会館及び志木市民体育館再整備に関する質疑応答について ・ ホール年間利用実績比較 	⑦	今後予定される同事業において、適正な事業遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
年間利用実績（実績件数）		

(別紙3) 条例第6条第1項第1号、第6号又は第7号に該当するため非公開とする部分

以下、「非公開とする理由」欄において、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため」(第1号)を①、「率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるため」(第6号)を⑥、「事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」(第7号)を⑦と記載する。

④：令和4年9月29日 佐賀市 SAGAアリーナ視察

対象文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
<p>・打合せメモ アリーナ施設に関して佐賀県視察</p> <p>「★質疑事項」の6行目文頭から2文字目から38文字目まで</p> <p>「★質疑事項」の19行目文頭から2文字目から文末まで</p> <p>「★質疑事項」の32行目文頭から2文字目から34行目文頭から22文字目まで</p>	⑦	<p>施設の運営管理に関する情報で、未公表のものが含まれているため、公開されると、今後、市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、対象者からの情報収集が困難となり、有用な情報を取得することができなくなる結果、市の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>

⑤：令和4年10月4日 東京都（特別区）多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
・打合せ記録 豊橋公園内の用途制限緩和について	⑥⑦	国交省職員が述べた用途制限緩和の手法に関する情報が公開されると、国交省が未定の手法について後押ししたような誤解を招き、誤解に基づく批判をおそれることで、率直な意見の交換を行うことができなくなるおそれや、有用な意見や助言を取得することができなくなることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じたりするおそれがあるため。
〈主な意見〉の1個目の「○」の次の文字から文末まで		

⑥：令和4年10月13日 名古屋市 多目的屋内施設の整備に関する打合せ

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
・打合せ記録 豊橋公園内の用途制限緩和について	⑥⑦	国交省職員が述べた用途制限緩和の手法に関する情報が公開されると、国交省が未定の手法について後押ししたような誤解を招き、誤解に基づく批判をおそれることで、率直な意見の交換を行うことができなくなるおそれや、有用な意見や助言を取得することができなくなることで、事務又は事業の適正な遂行に支障を生じたりす
〈主な意見〉の6個目の「○」の次の文字から2行目文末まで		

		るおそれがあるため。
--	--	------------

⑪：令和4年11月1日 袋井市 多目的屋内施設整備に関する打合せ

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
・第1回多目的屋内施設整備に関する有識者会議 資料一式 （「基本計画策定及び事業スキーム検討状況について」）	⑦	アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため
「4. 意向調査－関係団体ヒアリングー」の「●調査概要」の「調査対象者」欄にある記載の3行目及び4行目の記載の「：」より右側の部分		

⑫：令和4年11月8日 多目的屋内施設整備に関する打合せ

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
・ヒアリング記録	⑦	アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や
■の次の文字（1文字目）から9文字目まで		

<p>「ヒアリング対象者」欄の 「:」より後の記載全て 「日時」欄の（）内の記載 「場所」欄の「:」より後の記 載全て 「(1) 現在の活動拠点につい て」の記載全て 「(2)」のタイトルに関する記 載全て、1 個目及び3 個目の 「・」の記載全て及び2 個目の 「・」の最初の句点より後の記 載全て 「(3)」の次の文字（1 文字 目）から4 文字目まで及び1 個 目の「・」の記載全て 「(4) 本市の多目的屋内施設整 備に求めることについて」の1 個目及び4 個目の「・」の記載 全て 「(5) 多目的屋内施設利用の可 能性について」の1 個目及び2 個目の「・」の記載全て</p>		<p>施設規模について検討するために行 ったヒアリングに関し、対象者の名称 や特定につながる情報が公開される と、計画や事業に関心を有する者から の接触をおそれて、今後ヒアリング等 を行う際に対象者が回答を躊躇する 等して十分な回答を得られないおそ れがあるため</p>
<p>・支出負担行為兼支出命令書</p>	<p>⑦</p>	<p>アリーナ建設に係る計画や事業は、 豊橋市民が高い関心を有する事業で</p>

<p>「負担行為額」「予算残額」「支出額」「金額」「差引支給額」欄の各金額</p> <p>「摘要」欄の「11/8」の後の記載の1文字目から3文字目まで</p> <p>「備考」欄の「用務地：」の後の記載全て</p>		<p>あり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p>
<p>・旅行命令（依頼）書一式</p>	<p>⑦</p>	<p>アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p>
<p>【旅行命令（依頼）書】</p> <p>「旅行先及び用務」欄の「11/8」の次の記載の1文字目から3文字目まで</p> <p>「申請額」行の「運賃」「申請額合計」欄の各金額</p> <p>「備考」欄の「用務地：」の後の記載全て</p> <p>【旅費内訳書】</p> <p>「到着地」「運賃」「(距離)金額」「特急料金等特別料金」「(距離)金額」「合計」「運賃合計」欄の各記載</p>		

<p>「経路」欄の「列車」の後の各記載全て</p> <p>【多目的屋内施設整備に関する打ち合せ】</p> <p>「□場所」欄の1個目の「・」の記載全て及び2個目の「・」</p> <p>「住所：」の後の記載全て</p> <p>「□訪問先」の記載全て</p> <p>地図の記載全て</p>		
--	--	--

⑬：令和4年11月15日 名古屋市 多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

<p>公文書の件名</p> <p>非公開とした部分</p>	<p>非公開とする理由</p>	
<p>・ヒアリング記録</p> <p>■の次の文字（1文字目）から7文字目まで</p> <p>「ヒアリング対象者」欄の「：」より後の記載全て</p> <p>「応対者」欄の応対者氏名</p> <p>「場所」欄の「：」より後の記載全て</p> <p>「(2) 必要となる機能・付帯設備について」の11行目文頭から31文字目から37文字目まで</p>	<p>①⑦</p>	<p>豊橋市職員と共にヒアリングを行った、受託先企業担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者から</p>

		の接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため
・ 支出負担行為兼支出命令書	⑦	アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため
「備考」欄の「用務地：」の後の記載全て		
・ 旅行命令（依頼）書一式	⑦	アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する
【旅行命令（依頼）書】 「備考」欄の「用務地：」の後の記載全て 【多目的屋内施設整備に関する打ち合せ】 「□場所」欄の1個目の「・」の記載全て及び2個目の「・」 「住所：」の後の記載全て		

「□訪問先」の記載全て		等して十分な回答を得られないおそれがあるため
-------------	--	------------------------

⑭：令和4年11月17日 東京都（特別区）多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
<p>・ヒアリング記録</p> <p>■の次の文字（1文字目）から11文字目まで</p> <p>「ヒアリング対象者」欄の「：」より後の記載全て</p> <p>「対応者」欄の対応者氏名</p> <p>「場所」欄の「：」より後の記載全て</p> <p>「(2) 必要となる機能・付帯設備について」の19行目文頭から6文字目から13文字目まで</p>	①⑦	<p>豊橋市職員と共にヒアリングを行った、受託先企業担当者の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため</p> <p>アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p>
<p>・支出負担行為兼支出命令書</p>	⑦	<p>アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業で</p>

<p>「備考」欄の「用務地：」の後の記載全て</p>		<p>あり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p>
<p>・旅行命令（依頼）書一式</p>	<p>⑦</p>	<p>アリーナ建設に係る計画や事業は、豊橋市民が高い関心を有する事業であり、賛否も分かれていることから、豊橋市の新アリーナが備える機能や施設規模について検討するために行ったヒアリングに関し、対象者の名称や特定につながる情報が公開されると、計画や事業に関心を有する者からの接触をおそれて、今後ヒアリング等を行う際に対象者が回答を躊躇する等して十分な回答を得られないおそれがあるため</p>
<p>【旅行命令（依頼）書】 「備考」欄の「用務地：」の後の記載全て 【多目的屋内施設整備に関する打ち合せ】 「□場所」欄の1個目の「・」の記載全て及び2個目の「・」 「住所：」の後の記載全て 「□訪問先」の記載全て</p>		

⑮：令和4年11月29日 横浜市 多目的屋内施設整備に関する打ち合わせ

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
・アリーナ建設に関してぴあアリーナMM視察	⑦	施設の運営方針に関する情報や、打合せ出席者による本件事業に対する認識に関する情報は、民間事業者の内部管理に関する情報であり、経営戦略に関する情報でもあるため、公開されると、今後、市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、対象者からの情報収集が困難となり、市の機関による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため
「【施設概要】」の4行目及び5行目の記載全て 「【質疑】」の5行目から10行目までの記載及び15行目から19行目までの記載各記載全て		

⑯：令和4年12月13日 神奈川県川崎市 宮城県利府町 多目的屋内施設に関する視察

公文書の件名 非公開とした部分	非公開とする理由	
・打合せメモ アリーナ建設に関してセキスイハイムスーパーアリーナ視察	⑦	渋滞対策、施設とプロモーターとのやり取り、維持管理費、事業者からの提案等、当該施設の運営管理に関する情報で、施設や地方公共団体が公表していない情報が含まれているため、公開されると、今後、市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、対象者からの情報収集が困難となり、市の機
「□質疑応答」の5個目の「○」の次の文字から4行目の「シャトルバス」という単語の前までの記載全て		

<p>「□質疑応答」の8個目の 「○」の1個目の句点の次の文字から2行目文頭から9文字目まで</p> <p>「□質疑応答」の9個目の 「○」の記載全て</p> <p>「□質疑応答」の19個目の 「○」の2個目の句点の次の文字から文末まで</p>		<p>関による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>・打合せメモ スキームに関して川崎市質問回答（等々力緑地）</p>	<p>⑦</p>	<p>維持管理費等、当該施設の運営管理に関する情報で、施設や地方公共団体が公表していない情報が含まれているため、公開されると、今後、市が本事業や類似事業でヒアリングを行う際に、対象者からの情報収集が困難となり、市の機関による事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため</p>
<p>「□質疑応答」の2個目の 「○」の最初の句点の次の文字から文末まで</p> <p>「□質疑応答」の6個目の 「○」の4個目の句点の次の文字から文末まで</p> <p>「□質疑応答」の7個目の 「○」の次の文字（1文字目）から28文字目まで</p>		

注 上記各表の行数の数え方については、空白の行及び表の枠線は数えない。また、上記各表の文字数の数え方については、句読点、記号及び半角文字も一文字と数え、空白部分を数えない。

行末は当該行の最後の文字を指し、文末は当該文章の最後の文字を指す。「行末（文末）から○文字目」等の記載においては、行末又は文末も一文字と数える。

また、「○個目の～」「○つ目の～」といった記載があるときは、上から順番に数える。